中労委、昭47不再29、昭47.11.15

命　　令　　書

再審査申立人　　学校法人　東京成徳学園

再審査被申立人　　東京私学労働組合

再審査被申立人　　Ｙ１

再審査被申立人　　Ｙ２

再審査被申立人　　Ｙ３

再審査被申立人　　Ｙ４

再審査被申立人　　Ｙ５

再審査被申立人　　Ｙ６

主　　文

１　初審命令主文第３項第３号を取消し、同項第２号を次のとおり変更する。

昭和44年１月、他の教職員に対して行なったと同様の昇給を遡って実施し同月から昭和45年３月までの間の差額を支払うこと。

２　再審査申立人のその余の申立てを棄却する。

理　　由

第１　当委員会の認定した事実

１　当事者等

⑴　再審査申立人学校法人東京成徳学園（以下「学園」という。）は、肩書地に短期大学、高等学校、中学校および付属幼稚園を、埼玉県深谷市に深谷高等学校（以下「深

谷校」という。）を有し、昭和47年６月末現在教職員数は約100名である。

⑵　再審査被申立人東京私学労働組合（以下「組合」という。）は、東京都およびその近接県内私立学校の教職員をもって組織する個人加盟の労働組合で、昭和47年６月末現在組合員数は約750名である。

その他の再審査被申立人の氏名、学園に就職した年月日、担当教科、組合歴は次のとおりである。

氏名	就職年月日	担当教科	組　　合　　歴
Ｙ１	昭和38年４月１日	社会科	43年９月から46年７月まで東京成徳学園分会分会長その後本部執行委員に就任現在にいたる。
Ｙ２	昭和34年４月１日	英語科	43年９月から現在まで東京成徳学園分会書記長。
Ｙ３	昭和38年４月１日	理科	分会員。
Ｙ４	昭和41年４月１日	国語科	元分会員。
Ｙ５	昭和42年４月１日	英語科	分会員。
Ｙ６	昭和42年４月１日	国語科	元分会員。

２　東京成徳学園分会の結成

⑴　昭和40年11月頃、学園に勤務している教職員のうち数名が組合に加入し、翌41年２月東京私学労働組合北部支部東京成徳学園分会（以下「分会」という。）を結成し、以後非公然で学習活動や組織活動を続けていた。

⑵　昭和43年３月、分会員Ａ１の深谷校への配置転換、同Ａ２の講師格下げの問題を契機に、翌４月組合は、Ａ１、Ａ２が組合員であることを学園に対して通知したが、その他の組合員の氏名は公表しなかった。〔なお、両名は同年４月30日付で解雇されたが、東京都地方労働委員会（以下「都労という。）は両名の解雇は不当労働行為であるとして救済し、当委員会（中労委昭和46年（不再）第４号事件）もこの命令を支持し、学園は、この救済命令の取消しを求めて現在東京地方裁判所（以下「東京地裁」

という。）に係属中である。〕

3　学園の分会に対する態度

⑴　学園と組合は、昭和43年４月６日および同月17日から５月11日まで、Ａ１、Ａ２の身分問題について団体交渉を行なったが、学園は組合委員長の委任状を提出するよう求め、組合はこれを拒否したこともあって実質的な交渉は殆んど行なわれなかった。その後、組合は約10回にわたり団体交渉を申し入れたが、学園は組合が両名の解雇を認めた上でなければこれに応じられないと主張したため、昭和44年３月まで団体交渉は行なわれなかった。

⑵　昭和41年12月学園内に小火が発生し、消防署等から設備体制の不備が指摘された。学園は、翌42年度に防火デーを設けたりしたが、同年にも小火事故が２件発生した。そこで学園は翌43年度に管理体制の確立が必要であるとし、同年４月22日管理部会を開き「校舎校地管理要項」（以下「管理要項」という。）を作成し、翌23日朝の教職員朝会において５分間でこれを決定し、即日施行した。

管理要項の内容の大部分は従来からの慣行を成文化したものであったが、特に配布物については従来「教頭または教務主任」に口頭で許可を得ていたものを「校長および教務主任」に許可願を提出して許可を得ることになった。

なお、管理要項決定前にＡ１、Ａ２が教職員に対してビラ配布を行なったことのほか教職員に対して印刷物などを配布したことだけで問題となった事例はない。

⑶　９月17日分会は、分会員の氏名を公表し分会の存在を明らかにしてから連日のように、始業時前、昼休みまたは放課後に教職員室で「分会ニュース」を配布した。これに対し学園の職制は大声で「やめろ、やめろ。」とどなったり、分会員の前に立ちふさがったり、配布した「分会ニュース」を回収するなどして分会のビラ配布活動を妨害した。そして学園は、これら分会員の行為は管理要項に違反するとして、Ｙ１、Ｙ２に対し各13回、Ｙ３、Ｙ５に対し各７回、Ｙ４に対し１回それぞれ戒告書を発した。このため分会は10月９日限りで職場内での「分会ニュース」の配布を中止し、以後非組合員の自宅に郵送することにした。

⑷　９月18日午前９時20分から約10分間の休憩時間に教職員室で分会員数名が話し合っていたところ、学園はこれに対して就業時間内の組合活動を公然と行なったことは管理要項に違反し、学園の秩序を乱したとして戒告書を発した。

⑸　10月21日の「ベトナム人民支援国際統一行動デー」にあたり、東京私学救職員組合連合（以下「私教連」という。）も統一ストライキを行なったが、分会も当時学園労使間で最大の紛争点となっていたＡ１、Ａ２の解雇および学園の団体交渉拒否等に抗議する意味も含めてストライキに参加し、同日午前８時15分から同25分までの10分間校門前で集会を行なった。これに対して学園は、業務を著しく阻害したとの理由でストライキに参加したＹ１ら５名の分会員に対し10月21日付で戒告処分および11月分給与を10分の１減額する処分を行ない、また、Ｙ１、Ｙ２に対しては役職を剝奪するなどの処分を行なった。これらの懲戒処分につき、都労委は不当労働行為と認め救済命令を発し、当委員会（中労委昭和46年（不再）第４号事件）でも初審命令を支持し再審査申立てを棄却したが、現在行政訴訟として東京地裁に係属中である。

⑹　昭和43年６月、当時非公然であった分会員Ａ３は病気のため休職となり、その後昭和44年１月からの復職をめぐって組合と学園で意見が対立したため、同人は３月末日まで休職となった。同人は、同年４月１日復職したが、自宅研修を命ぜられた。この件について都労委は救済命令を発し、当委員会（中労委昭和46年（不再）第73号事件）に係属したが、昭和47年４月25日当委員会で和解が成立し、現在教壇に復帰している。

４　昭和43年年末一時金の減額措置

学園は、昭和43年年末一時金の支給に際し、一般教職員に対しては一律給与月額の２ヵ月分を支給した。しかし、Ｙ１ら６名の分会員に対しては、①管理要項に違反した行為を繰り返したこと、②同年10月21日には違法な政治ストに参加して学園の校務運営上に重大な支障を与えたことなどにより前記懲戒処分がなされたことを理由に、Ｙ１については20,000円、Ｙ２については17,000円、Ｙ５については8,000円、Ｙ３については7,000円、Ｙ６については4,000円、Ｙ４については2,000円をそれぞれ減額して支給した。

５　昭和44年１月の昇給停止と学級担任の取消し

⑴　昭和44年１月学園は、一般教職員に対しては最低2,000円の昇給を実施したが、Ｙ１、Ｙ２、Ｙ３、Ｙ５、Ｙ４ら５名に対しては実施しなかった。

⑵　学園は、昭和44年度の学級担任を決定するに当り、従来から持ち上り制を原則としているにもかかわらず、Ｙ１、Ｙ２、Ｙ３、Ｙ５に対しては学級担任をはずした。

６　本件解雇に至るまでの経過

⑴　分会は、前記のごとく昭和43年10月９日非組合員に対する「分会ニュース」などの配布を中止し、以後は原則として郵送に切り換えた。しかし、Ｙ２、Ｙ５らは極一部の教職員に対し休憩時間あるいは手空き時間に「分会ニュース」を手渡したところ、学園は管理要項に違反するとして戒告書を発した。

⑵　①私教連の統一ストライキが行なわれた昭和44年５月23日分会は、これに参加せず、当日昼休み時間にＹ１ら６名が教職員室で職場集会を開いたところ、その場にいたＢ１、Ｂ２両教頭が「無断で集会を開くな、やめろ。」と言って即座に集会を中止させた。

②５月28日Ｙ２は、昼休み時間に医務室で休息したのち午後の授業開始のベルを聞いて自席に戻った。学園は、時間になっても教職員室に戻らなかったとして戒告書を発した。

③翌29日、大掃除にあたってＹ２は、６号館図書室の管理責任者として生徒を指導して、室内の整理をさせたのち、しばらく図書室に在室していたところ、学園は無断で職場を放棄したとして戒告書を発した。

⑶　①11月13日日本教職員組合（以下「日教組」という。）が行なった全国統一ストライキに際し分会は、Ａ１、Ａ２の解雇撤回、Ａ３の自宅研修命令の撤回等を要求して午前８時45分から午前10時14分まで１時間29分のストライキに参加した。

分会員らは、ストライキに参加することによって第１時間目の授業全部と第２時間目の授業が一部欠けることになることを慮りストライキの前日、授業時間の一部をさくなどして該当クラスの生徒に対してストライキの目的等を説明し、自習課題を指示した。また、生徒の質問に対してストライキに至った経過等を説明した分会員もいた。

②ストライキ当日、非組合員の教職員のなかに一部の生徒からストライキに関連して「先生達はみんなストライキかと思った。」とか「なぜストライキに参加しなかったのか。」または「ストライキに参加しない先生は私達を考えてくれないのか。」という質問を受けた者もいた。

また、学園の幹部、非組合負の教職員の中には、生徒の前で、組合の行なったストライキについて「公費助成問題は父兄の署名運動というような形で進められているので、私はストライキに参加しない。」「ストライキに参加した先生の出した課題はやる必要はない。」あるいは「ストライキをやった先生はクビだ。」とか「Ｙ２先生は何をやるかわからないような過激な先生だ。」などと云った者もいる。

③11月24日学園は、Ｙ１、Ｙ２、Ｙ３、Ｙ５、Ｙ４ら５名に対して、職場の多くの意向を完全に無視し独走的な行動をとったこと、授業担当のクラス全員に正規の授業時間を利用し、ストライキ参加について一方的かつ部分的な説明を行ない生徒に混乱を起こさせたとして警告書を発した。

⑷ 昭和45年２月１日、Ｙ２は、日直当番に当っていたが、同人はこれを忘れ学園に登校しなかった。このため学園は、無断で職場を放棄したとして警告書を発した。なお、この種の件で警告書が発せられた例はない。

また、翌２日にもＹ２は、放課後、私教連発行の公費助成制度の解説書を読んでいた件について学園は教職員室内で組合活動を行なったとして警告書を発した。

⑸ ①２月20日、日教組の下部組織である私学部が行なった統一ストライキに際し、分会は11月13日のストライキと同じ目的を掲げて午前８時45分から30分間のストライキに参加した。このため第１時間目の授業が15分欠けることになるので分会としては、前回と同様生徒に対しストライキの目的等を説明することにしたが、実際に説明を必要としたのはＹ１の担当する１クラスだけであった。しかも、説明を要するクラスは前年11月13日のストライキの時、同人が説明したクラスであったので、同人は２月19日「前回と同じ目的で明日30分間ストライキを行なうのでその間静かに自習をするように。」と云って自習課題を示した。

②２月24日学園は、上記ストライキに参加したＹ１、Ｙ２、Ｙ３、Ｙ５、Ｙ４ら５名の分会員に対して、前年11月24日付警告書と同趣旨の警告書を発した。

７　本件解雇

昭和45年３月28日頃学園は、Ｙ１、Ｙ２、Ｙ３、Ｙ５、Ｙ４ら５名の分会員を解雇することを理事会で決定し、分会員を除く教職員に電話あるいは電報で連絡をとり、29日は日曜日にもかかわらず緊急職員会議を開いて、上記５名を３月31日付で解雇することを報告した。翌30日の団体交渉の席上学園はＹ１ら５名を解雇する旨組合に通告するとともに、本人らに対しては翌31日内容証明郵便で通告した。

この解雇通告書には解雇理由として①昭和44年11月13日および昭和45年２月20日のストライキに際し、再三の注意警告にもかかわらず生徒に対し中正を欠く言動をし生徒を混乱におとし入れ、②学園の方針規則に違反し、また、再三の注意警告を無規して学園の秩序を乱したことは、教員たる適格性を欠くものとして就業規則第11条により解雇する旨記載されていた。

以上の事実が認められる。

第２　当委員会の判断

１　本件発生前後における労使事情

⑴　前記第１の２および３認定のとおり分会は、昭和41年２月に非公然のままで結成されたが、昭和43年３月分会員Ａ１の配置転換、同Ａ２の講師格下げ問題の発生を契機として、翌４月、まず上記両名が組合員であることを明らかにするとともに、教職員室内における文書配布活動をはじめた。

これに対して学園は、これらの文書配布活動をその場で妨害すると同時に、同年４月23日、管理要項を作成し、即日施行した。この管理要項は、校内での配布物の許可手続を従前に比べて厳しくするなど分会員の文書配布活動を規制する意図をもって作成されたものであることについては、当委員会の中労委昭和46年（不再）第４号事件命令書理由第２の３判断のとおりである。

同年９月17日、分会は学園に対してその存在を明らかにするとともに、以後連日に

わたって始業時前あるいは昼休み時間を利用して「分会ニュース」等を教職員に配布した。学園は、これらの配布活動をその場で規制するとともに管理要項に違反するとして、その都度分会員を訓告処分に付するなど、校内での組合活動を一切認めないとの態度に終始した。分会は、前記認定のとおり、同年10月９日からは、教職員室での文書配布活動を中止せざるを得なかった。

また、昭和43年10月21日に行なわれた私教連の統一ストライキに分会が参加したところ、学園は、ストライキに参加した分会員５名に対して、１割の減俸、役職剝奪処分を行なったが、これら処分が不当労働行為であることについては、当委員会の中労委昭和46年（不再）第４号事件命令書理由第２の５判断のとおりである。

本件で問題となっている昭和43年年末一時金の減額措置および昭和44年１月の昇給停止は、これら各懲戒処分をうけたことを理由としてなされたものである。

⑵　また、学園は、分会が公然化されたのち、昭和43年３月30日付をもって、分会員Ａ１、同Ａ２の両名をそれぞれ解雇したが、両名の解雇が不当労働行為であることは、当委員会の中労委昭和46年（不再）第４号事件命令書理由第２の１および２判断のとおりである。つづいて、分会員Ａ３を、病気休職後の復職にあたって、自宅研修を命じ、授業をもたせなかったが、本件については、都労委昭和44年（不）第65号事件で、不当労働行為として救済され、当委員会における再審査段階で、和解が成立し、教壇復帰していることは前記第１の３の⑹認定のとおりである。

本件で問題となっているＹ１ら５名の解雇は、このような労使事情のなかで行なわれたものであり、学園の分会に対する態度には、分会員らの日頃の組合活動を嫌悪し、分会員を学園から排除しようとする姿勢がうかがわれる。

２　昭和43年年末一時金の減額措置と不当労働行為の成否について

学園は、昭和43年年末一時金の減額措置は不当労働行為であるとした初審判断を争い、①管理要項は、昭和41年度末から施設管理体制の整備という一貫した施策の結果として作成されたもので、分会員らの文書配布活動を規制する意図をもって制定したものではない。②分会員らは、管理要項に基づく手続きを履践せず、学園の制止、警告を無視し

て、配布活動を繰り返し行なったため、戒告処分を行なったものである。③分会員らは、昭和43年10月21日の違法な政治ストに参加して、校務運営に重大な支障を与えた。よって、昭和43年年末一時金を減額して支給したもので、正当な理由に基づくものであると主張するので以下判断する。

⑴　前記第１の３の⑵認定のとおり、管理要項の制定については、当委員会が中労委昭和46年（不再）第４号事件命令書理由第２の３判断のとおり、管理要項を制定した目的には、Ａ１、Ａ２両名のビラ配布活動を規制する意図が認められ、また、分会が管理要項の手続きを履践しなかったということは、分会のビラ配布を規制するための口実にすぎず、前記第２の１判断のとおり、分会が情宣活動をすることはやむを得なかった当時の労使事情を併せ考えると、手続きを履践しなかったというだけで、戒告処分にすることは失当である。

⑵　また、学園は、ビラ配布活動以外の管理要項違反の具体的事実として、①Ｙ１が、９月17日、６号館の職員集会に無断欠席したこと、②同月18日９時20分から10分間にわたり、分会員４名が教職員室内で、無断職場集会を開いたこと、③同月26日、Ｙ２が、日直勤務を放棄したことなどをあげて、学園の秩序を乱したと主張する。

しかしながら、①Ｙ１は、９月17日朝、分会の存在を学園に通告するため本校教職員室に在室し６号館の職員集会に遅刻したものであるが、ホームルームの時間には間に合い、生徒への伝達事項の指示も行なっており、学園業務に支障を与えたものとは認められない。②９時20分からの10分間は、第１時間目と第２時間目の授業の間の休み時間であり、しかも分会員らが、たまたま教職員室の一隅で雑談程度の立話しをしたものであって、組合集会を行なったものとは認められず、また、他の教職員の業務に支障を与えたものとも認められない。③同月26日、Ｙ２は、日直勤務をわすれ、朝の日直勤務を行なわなかったが、他の教職員から注意されて、その後の日直勤務を行なったことが認められる。また、従来、日直勤務をわすれて戒告処分あるいは減給処分をうけた例はない。

以上の事情を勘案すると、学園の主張は採用し難い。

⑶　学園は、昭和43年10月21日の私教連の統一ストライキは、いわゆる「反戦デー」に、沖縄即時無条件全面返還、ベトナム戦争反対等の政治目的を掲げて実施した政治ストであり、違法ストである。また、Ｙ１ら５名の分会員が、これに参加したことにより、校務運営に重大な支障を来たしたと主張する。

しかしながら、当委員会の中労委昭和45年（不再）第４号事件命令書理由第２の５判断のとおり、結局、学園の分会員５名に対する処分は、分会員のストライキ参加を口実に、以前からの分会に対する支配介入の一環として行なわれた不当労働行為であると認めざるを得ず、本件再審査の結果に徴しても、この判断を左右すべき資料は見出し難い。

⑷　したがって、学園が、Ｙ１ら６名の分会員に対して、昭和43年年末一時金を減額して支給したことには合理的理由が認められず、前記第２の１判断のとおりの労使事情を併せ考えると、同人らに対する年末一時金の減額支給は、分会の存在と、同人らの日頃の組合活動を嫌ってなされた不利益取扱いであり、これを不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

３　昭和44年１月のＹ１ら５名に対する昇給停止と不当労働行為の成否について

学園は、昭和44年１月の昇給停止は不当労働行為であるとした初審判断を争い、本件昇給停止措置は、昭和43年９月以降年末までに戒告処分および年末一時金減額措置をうけた者については、その後第１回目の昇給は行なわないとの学園の方針に従ったもので、正当な理由にもとづくものであり、また、かかる措置に該当する事例は、本件が初めてであると主張するが、すでに前記第２の２で判断したとおり、本件昇給停止の理由とされている各懲戒処分および一時金減額処分には、いずれも合理的な理由がなく不当労働行為と認められる以上、その余の判断をするまでもなく、これらの処分をうけたことを理由にＹ１ら５名に対してのみ、昭和44年１月の昇給を停止したこともまた、同人らの組合活動を嫌ってなされた不利益取扱いと認めざるを得ず、これを不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

４　Ｙ１らの解雇と不当労働行為の成否について

⑴　①学園は、Ｙ１ら５名の解雇は、不当労働行為であるとした初審判断を争い、同人らは、昭和44年11月13日および昭和45年２月20日に行なわれた統一ストライキに参加するにあたり、ストライキによって授業が欠けるクラスの生徒に対して、自己の政治的見解を述べ、もしくは労使間係の紛争に関する自己の立場を説明し、これに基づいて、ストライキの趣旨、目的について克明に説明し、自己の主張の正当性、ストライキ参加の意義を強調するなどして、生徒らの支援を要請し、生徒を混乱させたと主張する。

②前記第１の６の⑶の①、⑸の①認定のとおり、分会が、統一ストライキに参加するにあたって、生徒に対して、授業ができなくなる事情を理解してもらうために、あらかじめストライキの目的等を説明し、自習課題を指示することを決めたことは、教育的な立場からみて当然の配慮であると認められ、分会員らは、この方針にそって、該当クラスの生徒に説明したものであり、その内容も㋑賃上げ等の経済的要求、㋺Ａ１、Ａ２の不当解雇撤回、㋩私学に対する公費助成制度の確立、㋥沖縄即時無条件全面返還等のスローガンにつきその趣旨を授業時間の一部を使って、あるいはストライキ後の授業時間で生陡からの質問をきっかけに説明したものであり、その際生徒に対してストライキに対する支持や支援を要請したり、あるいは一方的な立場での見解をのべたものとは認められない。

また、沖縄返還問題について説明した分会員もいたが、その内容は、沖縄返還について２つの考え方があること、自分は全面無条件返還の考え方を支持してストライキに参加するという程度のものであり、このような説明をもって、偏向した政治教育を実施したものとは認められない。

③学園は、Ｙ１らの説明は、学園労使間の紛争、教職員間の対立を生徒に知らせたものであり、さらに生徒に対して精神的な動揺を与え、混乱させたと主張する。

しかしながら、当時、Ａ１、Ａ２の解雇問題をはじめとして、学園の労使間に紛争が生じていることは、生徒には周知の事実であったこと、前記第１の６の⑶認定のとおり、ストライキ当日、学園の幹部のなかには、生徒に対して、分会の行動を批判す

る見解をのべたり、あるいは分会員を中傷する発言をした者がいたにもかかわらず、これらの者の発言については不問にしながら、分会員らの発言のみをことさらに取り上げて処分理由としたことは失当である。

また、前記第１の６の⑶認定のとおり、ストライキに参加しなかった教職員のなかに、生徒からストライキに関連して質問をうけた者がいたことは認められるが、生徒らの質問は、いずれもその場限りのものであって、その後は、ストライキについては、話題にもならなかったものであるから、このようなやりとりがあったからといって、生徒が動揺し、混乱したものとはいえず、このほかにも生徒が動揺し混乱したと認めうる資料はない。

⑵　学園は、解雇の附随的な理由として、昭和43年９月以降昭和45年２月までの間に、Ｙ１らは管理要項ならびに学園の施設管理権を無視して、無断文書配布、無断施設使用、就業時間中の組合活動、無断職場離脱等の行為を繰り返し行ない、学園の秩序を乱したと主張する。

しかしながら、前記第２の２の⑴、⑵に判断したもののほか前記第１の６の⑴および⑵の①認定のとおり分会員らが行なった文書配布、施設使用等の行為については、前記第２の１に判断した労使事情のもとでは、必要最小限度の組合活動としてやむを得ないものと認められ、しかも、これらの組合活動は、休憩時間、手空き時間あるいは放課後に行なわれ、学園の業務あるいは他の教職員の執務に支障を与えたものとは認められない。

また、学園が無断職場離脱であると主張しているＹ２の日直放棄等の事実については、前記第１の６の⑵の②、③および⑷認定のとおりであって、職場離脱とまではいえないもの、あるいは従来の取扱いとしては懲戒処分の対象にもならない程度のもので、これらを解雇理由の一部とすることは失当である。

⑶　以上のとおり、学園が主張する解雇理由には、合理性は認められず、また、解雇理由とされた諸事実について学園は直接本人らから事情を聴取することなく、一方的に処分を決定していること、両ストライキ直後に、学園は「職場の多くの教職員の意向

を無視して、ストライキに参加し、独走的な行動をとった。……」として少数組合の団体行動権を否認するが如き警告書を発していること、さらに前記第２の１に判断した労使事情等を総合勘案すると、Ｙ１ら５名を解雇したことは、分会公然化以来、分会の存在と分会員らの日頃の組合活動を嫌悪していた学園が、Ｙ１らの行なった正当な組合活動または些細な勤務懈怠を理由として同人らを学園から排除しようとしてなした不当労働行為であると認めざるを得ない。

したがって、本件解雇は不当労働行為に該当するとした初審判断は相当である。

５　再審査被申立人Ｙ４の救済について

再審査被申立人Ｙ４の解雇については、本人はもとより、組合からも救済申立てはなされていない。したがって、初審命令主文第３項第３号にかかげる文書の郵送を命じたことおよび同人が学園に対して退職を申し入れた時までの間の昇給差額の支払いを命じたとは、申立てなき事項について救済を与えたことになるので、それぞれ主文第１項のとおり変更した次第である。

以上のとおり、本件再審査申立てには、前記第２の５判断の点を除き、その理由がない。

よって、労働組合法第25条同第27条および労働委員会規則第55条を適用して、主文のとおりとする。

昭和47年11月15日

中央労働委員会

会長　石　井　照　久